

産業廃棄物処分業許可証

住所 福岡市東区原田一丁目2-2番36号

氏名 株式会社 宇治福産業

〔法人にあつては名称及び代表者の氏名〕 代表取締役 宇治川 福男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

福岡市長 高島 宗一



許可の年月日 平成 30年 9月 19日

許可の有効年月日 平成 35年 9月 18日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

事業の区分	中間処理業	
処理方式	破 碎	圧 縮
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、以下余白	廃プラスチック類（軟質系に限る。） 紙くず、金属くず、以下余白

2. 事業の用に供する施設

施設の種別	破 碎 施 設	圧 縮 施 設
設置場所	福岡市東区原田一丁目2-2番36号	
設置年月日	平成20年 9月 19日	
処理能力	廃プラスチック類 2.73t/日(8時間)	廃プラスチック類（軟質系に限る。） 3.05t/日(8時間)
	紙くず 1.89t/日(8時間)	紙くず 1.96t/日(8時間)
	木くず 3.37t/日(8時間)	金属くず 1.55t/日(8時間)

3. 許可の条件

中間処理及びその処理に付随する行為は、設置場所にある建物内にて行うこと

4. 許可の更新又は変更の状況

平成30年 9月 19日 更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

なし

備考

石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等については、産業廃棄物の種類に「含む」の記載がない場合はそれぞれを含まない。